

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月2日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後                     |
|--|-------------------------|
| <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</u></p> <p>2 <u>郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）の職員として在職した後、平成19年10月1日までの間に引き続き一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）の適用を受ける職員となった者の平成19年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間及び勤務期間（以下「在職期間等」という。）の算定については、同月1日以前6箇月以内の期間内において旧公社の職員として在職した期間を第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第1項及び第12条第1項の在職期間等に算入する。</u></p> <p>3 <u>旧公社の職員として在職していた者であって、平成19年10月1日において引き続き日本郵政株式会社、郵便事業株式会社若しくは郵便局株式会社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）（以下「日本郵政株式会社等の職員等」という。）となり、日本郵政株式会社等の職員等として在職した後引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった者の平成19年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間等の算定については、同月1日以前6箇月以内の期間内において旧公社の職員及び日本郵政株式会社等の職員等として在職した期間を改正後の規則第6条第1項及び第12条第1項の在職期間等に算入する。た</u></p> | <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> |

だし、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から当該期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給される場合は、この限りでない。

4 前2項の規定に基づく在職期間等の算定については、改正後の規則第6条第2項及び第12条第2項の規定を準用する。

5 旧公社の職員として在職した後、平成19年10月1日までの間に引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった者の給与条例第38条の2及び第38条の3（これらの規定を給与条例第39条第5項及び第43条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3（これらの規定を給与等条例第30条第5項及び第33条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する在職期間については、旧公社の職員として在職した期間を、改正後の規則第7条の2第1項の在職期間とみなす。

6 旧公社の職員として在職していた者であって、平成19年10月1日において引き続き日本郵政株式会社等の職員等となり、日本郵政株式会社等の職員等として在職した後引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となったものの給与条例第38条の2及び第38条の3並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3に規定する在職期間については、旧公社の職員及び日本郵政株式会社等の職員等として在職した期間を、改正後の規則第7条の2第1項の在職期間とみなす。

2 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）の職員として在職した後、平成19年10月1日までの間に引き続き一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）の適用を受ける職員となった者の給与条例第38条の2及び第38条の3（これらの規定を給与条例第39条第5項及び第43条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3（これらの規定を給与等条例第30条第5項及び第33条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する在職期間については、旧公社の職員として在職した期間を、第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の2第1項の在職期間とみなす。

3 旧公社の職員として在職していた者であって、平成19年10月1日において引き続き日本郵政株式会社、郵政民営化法第176条の3の規定による合併により解散した郵便事業株式会社若しくは郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）第3条の規定による改正前の郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第1条に規定する郵便局株式会社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）となり、これらの者又は日本郵便株式会社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）（以下「日本郵政株式会社等の職員等」という。）として在職した後引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となったものの給与条例第38条の2及び第38条の3並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3に規定する在職期間については、旧公社の職員及び日本郵政株式会社等の職員等として在職した期間を、改正後の規則第7条の2第1項の在職期間とみなす。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。